

令和 2 年 11 月 16 日

# 議 事 録

下 郷 町 農 業 委 員 会

## 下郷町農業委員会 令和2年11月定例総会議事録

招集年月日	令和2年11月16日					
開催年月日	令和2年11月16日					
召集の場所	下郷町役場正庁					
本日の会議	開会	令和2年11月16日	午後1時30分	議長	渡部	功
	閉会	令和2年11月16日	午後1時50分	議長	渡部	功
応招委員	1番	湯田吉春	2番	星正喜		
	3番	渡部道夫	4番	玉川勝久		
	5番	大竹貫一	6番	佐藤行正		
	7番	星希	8番	渡部友之		
	9番	渡部博行	10番	佐藤輝男		
	11番	渡部功				
不応招委員	なし					
出席委員	1番	湯田吉春	2番	星正喜		
	3番	渡部道夫	4番	玉川勝久		
	5番	大竹貫一	6番	佐藤行正		
	7番	星希	8番	渡部友之		
	9番	渡部博行	10番	佐藤輝男		
	11番	渡部功				
欠席委員	なし					
議事録署名委員	3番	渡部道夫	4番	玉川勝久		
農業委員会等に関する法律第32条の規定により報告等のため出席した者の職氏名						
本会議に職務のため出席した者の職指名	事務局長	大竹浩二	会計年度任用事務補助員	佐藤兼也		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件名	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

# 令和2年11月定例総会議事日程

期 日：令和2年11月16日（月）午後1時30分開会

開 会

開 議

会務報告

日程第1 議事録署名委員の指名  
3番 渡 部 道 夫  
4番 玉 川 勝 久

日程第2 議案第24号 農地の現況確認証明について

日程第3 議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請について

散 会

閉 会

(会議の経過)

○議長（渡部 功会長） 開会に先立ちまして、ご連絡いたします。

本定例総会後に協議検討会を開催いたしますので、よろしく願いいたします。

只今の出席委員は 11 名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから下郷町農業委員会、令和 2 年 11 月定例総会を開会いたします。

これから会議を開きます。（午後 1 時 30 分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局より会務の報告を順次行います。

○局長（大竹浩二事務局長） 議長。

○議長（渡部 功会長） 局長。

○局長（大竹浩二事務局長） （会務の報告）

○議長（渡部 功会長） これで会務の報告を終わります。

---

**日程第 1 議事録署名委員の指名**

○議長（渡部 功会長） 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第 8 条の規定により、3 番、渡部道夫委員、4 番、玉川勝久委員を指名いたします。なお、両委員には、本定例総会における議事録についての署名をお願いいたします。

---

**日程第 2 議案第 24 号 農地の現況確認証明について**

○議長（渡部 功会長） 日程第 2、議案第 24 号 農地の現況確認証明についての件を議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明をさせます。

○局長（大竹浩二事務局長） 議長。

○議長（渡部 功会長） 局長。

○局長（大竹浩二事務局長） （議案の朗読）

○局長（大竹浩二事務局長） 続きまして当議案の説明をさせていただきます。

その前に、この議案、案件につきましては、現地調査の時期が農地パトロ

ールと重なったため、パトロールのコースにこの農地を入れて行いましたことから、その際、半数の農業委員の方が確認されておりますので、推進委員の出席及び報告は行わないこととさせていただきますのでご了承願います。

では、説明に入らせていただきます。

農地、所有者、農地面積は、今ほど議案の朗読で申し上げましたとおりでございます。登記地目が畑になっておりました。現況地目は宅地となっております。

現在、この農地につきましては、昭和 50 年代にはすでに耕作は行われておらず遊休農地となっております。

そのような中、同地区、                    地区内の                    が借用し、同氏の                    である                    が隣接地に住宅を建てて使用しております。

その際、住宅建設地及び国道からの進入路などは、農地転用されておりましたが、この農地は転用されておりませんでした。

この農地の利用は、駐車場及び通路としてコンクリート舗装されての使用となっております、宅地の現況となっております。

そのため、当農地を宅地に地目変更するための証明を行うものであり、地目変更後は、借用している                    への売却も予定されております。

なお、農地パトロールの際に現地調査を行いましたところ、ただいまの説明のとおりであり、今後も農地に復元される見込みがないことを委員の皆様にご確認いただいております。

以上です。

○議長（渡部 功会長） 次に、通常は最適化推進委員の方から、調査結果の報告を行うところでございますが、当案件に関しては先月の農地パトロールにおいて、半数の農業委員が現地で調査を行っていることから、調査結果の報告を省略させていただきますのでご了承願います。

続きまして質疑に入ります。

質疑、意見のある方は挙手を願います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（渡部 功会長） 質疑がないものと認め、これで質疑を終わります。

これから、議案第 24 号 農地の現況確認証明についての件を採決いたします。

お諮りします。

本案は申請のとおり証明することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(渡部 功会長) 全員賛成ですので、議案第24号 農地の現況確認証明についての件は申請のとおり証明することで決定されました。

よって、申請者に対しまして証明書を交付することといたします。

---

### 日程第3 議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長(渡部 功会長) 続きまして日程第3、議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請についての件を議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明をさせます。

○局長(大竹浩二事務局長) 議長。

○議長(渡部 功会長) 局長。

○局長(大竹浩二事務局長) (議案の朗読)

○局長(大竹浩二事務局長) では、議案の説明の方をさせていただきます。

こちらの農地は、農地の一時転用につきましては、農地17,287㎡の内、0.439㎡を営農型発電設備に一時転用するものであります。

この一時転用は、平成27年3月25日に申請があり、同年4月13日に許可となり、3年間の一時転用であることから平成29年12月28日に更新申請、平成30年1月29日に許可となり期間延長がなされているものであります。

そして、さらに3年間の期間経過を迎えることとなるため、その3ヶ月前までに更新申請が必要なことから、本年10月21日に申請がなされたものであります。

なお、二度目の更新申請となりますことから、申請内容における施設の概要、申請事由は前回同様となっております。ただし、撤去する際の費用が前回より若干増額となっている状況です。

こちらは、11ページの事業計画の中に、失礼しました、資金調達についての計画に22万円と記載されている部分でございます。

以上でございます。

○議長(渡部 功会長) 次に、通常は最適化推進委員における調査結果の報告

を行うところでございますが、これを省略させていただきます。

その理由につきましては、今年 8 月 21 日に音金地区担当の湯田吉春農業委員と星 昭正推進委員、そして私と事務局の立会いのもと、県南会津農林事務所における当農地の生産状況確認が行われたことから、改めて現地調査及び報告は行わず、この後の事務局による検討事項の説明により、これに代えさせていただくこととしたためでございますので、ご了承を願います。

それでは、次に事務局より検討事項の説明をさせます。

○局長（大竹浩二事務局長） 議長。

○議長（渡部 功会長） 局長。

○局長（大竹浩二事務局長） それでは、引き続き検討事項の説明をさせていただきます。

議案資料とは別に、A4 横長の資料をご覧いただきたいと思います。議案書の次に、後ろに添付してあったものでございます。よろしいでしょうか。

○議長（渡部 功会長） この 2 枚綴りの横のやつ。議案第 25 号って書いてあるやつ。よろしいですか。

○局長（大竹浩二事務局長） よろしいですか。

前回までは、こちらの分、口頭での説明でございましたが、資料にまとめてまいりました。

農地法第 4 条第 1 項の申請による営農型設備の場合は、検討事項は 16 項目ほどございます。

こちらが、この資料にあるものでございまして、この検討事項項目と前回の検討結果を記載させていただきました。

で、内容、この検討事項に対して、営農型発電設備が継続して実施されておりますので、それぞれ状況に変動はないものと思われまます。

ただ、平成 31 年 4 月に新たに農業委員になられた方もおられまして、初めて審議する方もおられますので、改めての審議をお願いいたします。

この 16 項目の中で、まあ 3 年が経過して新たにちょっと状況が変わったというような部分は、事務局としてはないものと思われまますのでよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（渡部 功会長） 続きまして質疑に入ります。

質疑、ご意見等ございませんか。発言のある方は挙手を願います。

- 農業委員（湯田吉春委員） はい。
- 議長（渡部 功会長） はい、1番。
- 農業委員（湯田吉春委員） 音金地区の湯田です。あの面積なんですけども、これ17,287と書いてありますね。その次、0.439っていうの、これあの493㎡の間違いじゃないですか。

まあこれ、ヘクタールの数字だと、0.439でいいんですけども。たまたまヘクタールになってないんで。

- 局長（大竹浩二事務局長） 議長。
- 議長（渡部 功会長） 局長。
- 局長（大竹浩二事務局長） 議案資料の7ページをご覧いただきたいと思えます。こちらの施設の概要の欄をご覧いただければと思えます。

で、今回、一時転用となりますのは、あくまでも支柱の部分、まあ基礎を含む支柱の部分でございます。

ですので、太陽光発電のソーラーの部分の下部の部分は、農地としてありますので、一時転用に含まれません。

ですので、0.439㎡で間違いはないかと思えます。

- 農業委員（湯田吉春委員） 分かりました。
- 議長（渡部 功会長） その他ございませんか。

質疑がないものと認め、これで質疑を終わります。

これから、議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請についてを採決いたします。

お諮りします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

- 議長（渡部 功会長） 全員賛成でございますので、議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案を県知事に進達するものとして決定されましたので、そのように進達することといたします。

以上で、本定例総会の会議に付された案件は全て終了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもって、令和2年11月定例総会を閉会いたします。

（午後1時50分）

農業委員会等に関する法律第33条の規定により署名する。

令和2年11月16日

下郷町農業委員会 会長

同 署名委員

同 署名委員